

監査委員会が 自己評価の際に 考慮すべき質問 2026年版

はじめに¹

監査委員会は、取締役会の下に設置された独立した委員会であり、四半期ごと、または必要に応じてそれ以上の頻度で、経営陣、外部監査人、内部監査人と会議を行います。これらの会議では、監査計画や監査結果、コンプライアンス上の課題、開示事項、その他の重要なテーマについて議論します。監査委員会の主な目的は、取締役会が以下の領域を適切に監督できるよう支援することです。

- 財務諸表および開示内容の信頼性
- 内部統制およびリスク管理の有効性
- 行動規範および関連法令・規制の遵守
- 外部監査人の独立性・資格・パフォーマンス
- 内部監査機能の独立性・パフォーマンス・有効性

近年、監査委員会の役割は従来の範囲を超えて拡大しています。そのため、業務負荷の適正化や監督の実効性を維持する観点から、一部の責務を他の委員会に移管する取締役会も見られます。

以下の質問は、監査委員会が自己評価を行う際に、役割・責務・運営状況を見直すための参考として考慮すべき事項をまとめたものです。これらの質問はあくまで例示であり、監査委員会が検討すべき全てのテーマを網羅するもので

はありません。また、すべての監査委員会にそのまま当てはまるとは限りません。質問の一覧は、比較的大規模な組織により適している場合があります。各監査委員会は、自らの状況、組織の特徴、評価の重点領域に応じて、適宜カスタマイズして活用することが望まれます。

これらの質問は、監査委員会での議論を促す参考資料として活用できるほか、監査委員会メンバーが個別に回答する評価尺度付きアンケートとしても利用できます。

また、プロティビティでは翌年度に監査委員会が検討すべき推奨議題の項目を毎年まとめており、自己評価や年間計画の策定において、これらの推奨項目を併せて確認することが有益です。

外部監査の監督

監査委員会は、監査品質を確保するため、次の点に適切な注意を払っていますか。

- 外部監査人の採用・継続・評価・報酬を適切に検討しているか(監査人が提供する非監査サービスの事前承認を含む)。
- 重要な監査目的を遂行するため、オンショア／オフショア

1 プロティビティでは、2026年版の監査委員会が自己評価の際に考慮すべき質問を一部改訂しました。本質問集は、毎年発行している「2026年監査委員会の議題」ホワイトペーパーと併せてご利用いただくことを想定しています。

のリソース活用を含む外部監査チームの体制・人員構成・資格を評価しているか。

- 外部監査人との関係におけるトーン(姿勢)を監査委員会が設定し、客観性を保つために監査関係を直接監督し、監査人の独立性を評価しているか。
- 内部監査と外部監査が共通の監査目的を達成し、可能な範囲で効率性を最大化できるよう、両者の連携・協働の有効性を評価しているか。
- 外部監査人出身者を採用する際、適切なクーリングオフ期間を設けた方針を承認し、運用しているか。
- AIを含む新たなテクノロジーやツールの監査業務への活用状況、およびそれが監査報酬・期間・証拠の確保に与える影響を理解しているか。
- 特に外部監査人が自社 ESG 開示に保証を提供している場合、ESG 領域を含む非監査サービスの適切性を評価しているか。
- 監査委員会は、主要監査パートナーおよび関連専門家(税務、IT、評価、アクチュアリー等)と定期的に面談し、必要に応じて委員会外でも対話を行い、次の点を確認しているか。
 - 年次監査の範囲、主要リスク領域、財務諸表不正リスクへの対応方針、および監査計画の変更の承認
 - 経営陣に提供された重要な書面によるコミュニケーションの内容と関連懸念の把握
 - 監査人と経営陣の間に生じた意見相違の理解
 - 監査実施時に直面した課題と、将来の改善点に関する議論
- 自社・業界・同業他社に関連する CAMs (監査上の重要な事項)の傾向を把握し、これらが判断の重要性が高い領域(例：評価、減損、収益、税務)を適切に反映し、意思決定に有用な具体性を備えているかを確認しているか。

- 外部監査人に関する米国公開会社会計監督委員会(PCAOB)の最新検査報告書の所見を理解し、監査手続の性質・タイミング・範囲その他のプロセスに与える影響を把握しているか。
- PCAOBの動向と、それが外部監査の監督範囲に与える影響を継続的にモニタリングしているか。
- 監査法人がテクノロジーや生成AIを監査プロセスにどのように取り入れているか(データガバナンス、テスト方法の変更、監査証拠・期間・費用への影響など)を把握し、それがPCAOBの重点検査項目と整合しているかを確認しているか。
- PCAOB品質管理基準 QC 1000(2026年12月15日施行)に対する外部監査人の準備状況と、その取り組みが監査品質、独立性、監査法人文化に与える影響について定期的に報告を受けているか。

内部監査の監督

戦略・体制・人員

監査委員会は、次の点を適切に実施していますか。

- 内部監査の戦略計画、変革の優先課題、継続的改善に向けたパフォーマンス目標を明確に把握し、これらの目標に対する進捗を定期的に評価しているか。
- 最高監査責任者(CAE)が委員会へ直接報告できる体制を確保し、内部監査機能の経営陣からの独立性を担保しているか。
- CAEポジションの人事や要件(必要な資格の追加等)をレビューし、必要な提言を行っているか。
- 内部監査の最適な活用領域および組織構成(例：インハウス/アウトソースの使い分け)に積極的に関与し、方針を決定しているか。
- 内部監査の人員・予算・経営陣の支援・後継計画を把握し、監査計画を遂行するためのリソースが十分かを確認しているか。

- 内部監査が、AI ガバナンス・フレームワーク(ポリシー管理、リスク評価、ライフサイクル統制、インシデント対応)について独立した保証(アシュアランス)を提供し、第2線機能と連携してギャップを防いでいるか。
- 内部監査におけるAI活用の方針と、その中での人の関与(human in the loop)の役割(批判的思考・実務判断の補強)を理解しているか。
- 内部監査のアドバイザー／コンサルティング、またはコソーシングによる支援が、他サービスと重複して利益相反を生む可能性について、十分に議論・評価・承認しているか。
- 内部監査部門の外部品質評価(EQA)の計画を把握し、監査委員会と独立評価者の直接コミュニケーションが確保されているか。

監査計画・実行・報告

監査委員会は、次の点を適切に実施していますか。

- 内部監査のリスク評価、主要リスクに対する内部統制の状況、および財務報告に係る内部統制の活動内容と目標を適切に把握しているか。
- 内部監査計画の承認前に、計画がどのように策定されたかを理解し、高リスク領域の先送りや未対応がないかを確認しているか。
- 内部監査と外部監査の連携が適切になるよう、委員会として必要なインプットを提供しているか。
- 内部監査と定期的に会合を行い、発見された統制不備・改善提言・経営陣の対応状況を議論しているか。
- 内部監査の提言に対するフォローアップ体制を整備し、是正状況をモニタリングしているか。
- 内部監査が、他の保証機能(リスク管理、倫理・コンプライアンス、SOX PMO など)による対応状況も踏まえ、主要リスクのカバレッジ全体を維持しているか。

- 経営陣が同席しないエグゼクティブセッションを設け、内部監査と率直な議論を行う機会を確保しているか。

財務報告の監督

財務報告および会計

監査委員会は、財務報告の質と透明性を確保するため、次の点を確認していますか。

- 財務報告および開示内容が、実際の事業運営や業績を適切に反映しているか。
- 自社および業界に関連する財務比率・主要指標の大きな変動、業績と予算、競合他社との比較、ならびに経営陣が好ましくない予実差をどのように分析・対応しているかを把握しているか。
- 貸借対照表の構成、とくに重要勘定を支える見積プロセスに含まれる経営判断の程度を理解しているか。
- 重要な会計方針の適用方法と、その適用が取引の経済的実態を公正に反映しているかを評価しているか。
- 予算や期待業績の達成に関する重大なプレッシャーの有無を把握しているか。
- 不正リスク(特に財務報告不正)を考慮しているか。
- 財務諸表に含まれる引当金・判断・見積りの実質性と質、およびそれらに影響を与える要因を理解しているか。
- 新しい会計基準や開示ルールの導入状況を把握しているか。
- 関連当事者取引の開示が適切に行われているか。
- 重要・複雑・異常な取引について、経営陣および外部監査人と議論しているか。
- 四半期報告書の提出前に、決算短信との相違点や関連論点について、経営陣・外部監査人と十分にレビュー・協議しているか。

- 財務諸表をレビューし議論するための十分な時間を確保しているか。

監査委員会は、経営陣および外部監査人とのレビューに基づき、監査済み財務諸表をSEC提出書類に含めることを取締役会へ推奨していますか。そのために、次を確認していますか。

- 経営陣・内部監査・外部監査が特定した主要な内部統制・財務報告リスク領域の全体像を理解しているか。
- 外部監査人および内部監査人による、財務報告プロセス全体の質に関する見解を把握し、それが主要論点・リスクを適切にカバーしているかを確認しているか。
- 高リスク・複雑な会計領域(重大な判断・見積り、異常な取引、会計方針の変更等)について理解を深め、経営陣の対応および財務諸表への影響を評価しているか。
- 重要リスク領域に対する監査手続の仮定・アプローチについて、経営陣および外部監査人と議論しているか。
- 該当する場合、SECから受領したコメントレターの指摘事項と、経営陣の対応方針を把握しているか。
- 今後の財務報告・規制動向を把握し、それらが自社へ及ぼす影響を適切に評価しているか(例：競合他社に対するSECコメントレターの傾向、新たなSECの注目分野等)。

その他の関連トピック

監査委員会は、次の点に十分な注意を払っていますか。

- 年次および四半期財務諸表、決算短信、MD&A(経営者による財務状態および経営成績の分析)、アナリスト・格付機関向けの情報提供、プロフォーマまたは「調整後」非GAAP指標(KPIを含む)などの、財務報告プロセス全体を適切にレビューしているか。
- 機関投資家、アナリスト、ブローカーとのコミュニケーションに関するプロセス・方針が適切に整備・運用されているか。

- アナリスト、金融機関、格付機関に対して財務情報や業績見通しを提供する際、可能であればリリース前に経営陣と協議しているか。

- 経営陣が非GAAP指標、代替業績指標、その他の主要な運営指標を開示する目的の妥当性を理解し、それらの開示が適切性・正確性・期間比較の一貫性を確保するための開示統制および手続きにもとづいているかを評価しているか。

- SECのサンプルコメントレターおよび金融データ透明性法(Financial Data Transparency Act)が示すデータ品質の重要性を踏まえ、インラインXBRLデータの品質(タグの正確性、スケーリング、財務諸表およびカバーページとの整合性)を確認しているか。

- AIが戦略・オペレーション・リスクにおいて重要な位置づけにある場合、(MD&A、リスク要因、事業内容などの)開示内容がバランス・具体性・正確性を備え、最近のSECの執行措置およびコメントレターの傾向を踏まえて、“AIウォッシング”に陥っていないかを評価しているか。

- (SEC)気候関連開示ルールの訴訟・停止状況を把握し、その間の経営陣による気候および広範なサステナビリティ開示の管理状況(異なる法域への影響を含む)を確認しているか。

ビジネスの文脈

監査委員会は、その責務を効果的に果たすため、以下のような事業環境の変化や前提条件の見直しに財務報告や内部統制に与える影響を適切に考慮していますか。

- 事業環境の変化により、財務報告におけるアサーション(主張)を支える前提が修正される可能性や、財務報告リスクが変化する可能性を検討しているか。

- 大幅な事業変化、急速な拡大、または異常な事業中断などが、内部統制環境に負荷を与え、主要な統制の弱体化リスクを増大させる点を把握しているか。

- トップの姿勢(Tone at the Top)を含む統制環境全体の変化が、内部統制の有効性に与える影響を評価

しているか。

- 新しいビジネスモデル、製品、サービス、事業活動が、財務報告に関連する新たなリスクをもたらす可能性を理解しているか。
- 新たな開示要件、会計基準変更、税制改正などの規制動向の変化を把握し、財務報告への影響を考慮しているか。
- 前年度とは異なる事業環境の変化が、信用リスクの増加、在庫評価損、資産の減損、損失引当金の計上・開示など、財務報告にどのような影響を与えるかを検討しているか。
- 継続企業の前提、流動性、金利感応度の高い資産評価、商業用不動産エクスポージャーなど、監査・規制当局による重点領域を計画や開示に適切に織り込んでいるか。
- 経営陣による重大な不正や不適切行為への懸念がある場合、法務顧問やフォレンジック監査人など外部アドバイザーを適切なタイミングで関与させ、監査委員会が主導して対応を指示しているか。

サステナビリティおよびESG報告

監査委員会は、次の点を確認していますか。

- 取締役会および各委員会の議長と協働し、ESG・サステナビリティのパフォーマンス、報告、開示に対する十分な取締役会レベルの関与とインプットを確保しているか。
- 企業の人的資本、気候関連情報、その他ESG開示が、財務報告のアサーションを支える前提・見積りへ与える影響を適切に評価しているか。
- ESG指標やESG報告に関する開示統制および手続（一般に「サステナビリティ報告に係る内部統制：ICSR」と呼ばれる）について、将来的な合理的保証(reasonable assurance)要件を見据えて、経営陣と適切に連携しているか。
- 経営陣がESGの責任者を任命し、ガバナンス体制が確立されているかを確認しているか。未整備の場合、経営

陣がESG開示の整合性・正確性をどのように確保しているかを監査委員会として確認しているか。

- 自社が第三者保証を取得する場合、監査人の独立性を損なわないための仕組みを含め、取締役会として適切な監督が行われているか。

財務組織の監督

監査委員会は、次の点を確認していますか。

- 財務報告を担当する人員の能力・経験が十分であるかをレビューしているか。
- 最高財務責任者(CFO)および経理・財務スタッフの後継者育成計画について、CFO組織内の人材層の厚みも含めて議論しているか。
- 財務部門における会計上の論点やその他の課題の早期識別・解決プロセスを理解しているか。
- 新たな会計基準や開示要件に対して、財務組織がどのように対応計画を立て、関連リスクに備えているかを把握しているか。
- AIを含む各種テクノロジーが財務プロセスへ統合される際、ガバナンス体制・運用管理の方法がどのように設計・管理されているかを理解しているか。
- 財務部門のAIプログラムにおいて、モデルインベントリの文書化、変更管理、機密データへのアクセス制限、モニタリング手続きなどが整備されているかを確認しているか。また、これらに関連する開示統制の妥当性について、CFOが適切に確認・宣誓しているかを把握しているか。
- 財務組織の目標設定プロセスに対して適切なインプットを提供し、その目標達成に向けた進捗状況をモニタリングしているか。

リスク管理の監督

監査委員会が、財務報告、不正、レピュテーション、特定のコンプライアンスやテクノロジー関連など、従来の委任範囲

に内在するリスクのみを監督している場合、次の点を確認していますか。

- 会社のリスクプロファイルを把握し、リスク評価・リスク管理に関する経営陣の方針について議論しているか(※NYSE上場企業では必須)。
- 他の取締役会委員会および取締役会全体と連携し、サイバーセキュリティ、データプライバシー、コンプライアンス、サードパーティリスク等の重要リスクが、取締役会全体の監督から漏れないようにしているか。
- 監査委員会の委任範囲に内在するリスクについて、優先リスクの主管者(経営陣)から定期的なアップデートを受けているか。

取締役会がリスク全般の監督を監査委員会に委任している場合、委員会はリスク監督とその他の責務の両方に十分な時間を確保できていますか。そのために、次を確認していますか。

- 会社のリスクガバナンス、リスク文化、ERM(全社的リスク管理)フレームワーク、主要プロセス(新たなリスク特定プロセスを含む)が、企業戦略と適切に結びついているかを評価するための時間を確保しているか。
- 経営陣による全社的リスク(Top Risks)の評価について、各リスクのリスクオーナーと監督を担う取締役会委員会の割当も含めて、定期的にレビューしているか。
- 経営陣が全社的重要リスクに対して合理的な報告・モニタリング体制を整備しているか。委員会がその体制から得られるインサイトを定期的かつ必要に応じて受領できる仕組みを確保しているか。
- 重要リスクについて、適時のエスカレーションが行われていること、リスク対応が企業戦略および規制要請と整合しているかを確認しているか。
- 経営陣から委員会に提出されるリスク報告の質・信頼性を定期的に評価しているか。
- 三線モデル(The Three Lines Model)全体を通じて、リ

スク情報が統合・調整された形で提供されるよう継続的に求めているか。

- 会社のリスク選好(risk appetite)について、重要リスクの許容範囲が適切かを検討し、許容度が低すぎて必要なイノベーションや健全なリスクテイクを阻害していないかを評価しているか。
- 経営陣と定期的に協議し、① トップのトーン(Tone at the Top)が会社の価値観を強化し、リスク意識の文化を促進しているか、② ミドルのトーン(Tone in the Middle)がトップのトーンと整合しているか、を確認しているか。
- 報酬委員会と連携し、現行のインセンティブ報酬制度が過度なリスクテイクを助長していないかを理解しているか。

その他の関連トピック

(監督範囲にかかわらず確認すべき事項)

- SEC登録企業向けサイバーセキュリティ開示規則を含む重要論点について、委員会は適切なサイバーセキュリティ専門知識へアクセスできているか。
- 組織のサイバーセキュリティおよびデータガバナンス戦略に対する進化するリスクについて、どのような保証(アシュアランス)手段が用いられているか、そしてそれらの手段が、十分な堅牢性と一貫性を備えていると評価できる水準にあるか、を監査委員会として把握しているか。

取締役会が指定したリスク監督範囲の広さにかかわらず、監査委員会メンバーは、以下の点について十分な確信を持っていますか。

- 財務報告および対外開示に影響を与え得る事業・テクノロジー・その他のリスクを把握しているか。
- 財務報告に影響するアウトソース業務について、経営陣が内部統制の十分性に関する保証をどの程度得ているかを理解しているか。
- 財務リスクや財務報告に影響する要因について、事業責任者から適切な全体像の説明を受けているか。

- AIガバナンスの責任範囲(責任の所在)が明確に定義されていると委員会として確信を持てるか。
- クラウド/アウトソーサー/データプロセッサに関するサードパーティリスクについて、レジリエンス、アクセス管理、データ保持・移転、インシデント通知SLA等を含めた統合的なリスクビューを受領し、それらの依存関係が財務報告やサイバー開示に与える影響を理解しているか。
- 必要に応じて、リスク委員会、サイバー委員会、サステナビリティ委員会など他の取締役会委員会と連携しているか。

コンプライアンスの監督

責務が他の取締役会委員会に委任されていない限り、監査委員会は次の点を適切に監督していますか。

- 会社が直面する主要な法務・コンプライアンスリスクについて、それらに対する経営陣の対応方針、財務諸表への影響、新たなリスクのモニタリング方法に関する定期的な報告を受けているか。
- 組織の倫理・法令遵守ポリシー(行動規範、倫理的・責任ある企業行動に関するトップのトーンを含む)が、適切に整備・運用されているかを監督しているか。
- 会計・財務報告・内部統制・監査・行動規範に関する苦情や懸念、また法令・規制・社内方針違反に関する通報を受け付けるための、機密性を担保した匿名通報窓口および関連手続きの適切性を確認しているか。
- 文化/倫理問題やサイバーインシデントに関するホットラインおよびエスカレーション手続き(テーブルトップ演習を含む)のテストが実施され、国境を越える通知要件、重要性判断、開示トリガーが適切に評価されているかを監督しているか。
- 委員会の責任範囲に関連する重大論点について、内部調査または外部の独立調査を適切に開始できる体制が整備されているかを確認しているか。
- リモートワーク・ハイブリッドワークが、企業文化や統制環境に与える影響を把握し、必要な対応を監督して

いるか。

- 経営陣による統制の無効化や、利益相反ポリシーの例外承認について、その取り扱いと関連リスクの低減策・統制メカニズムが適切に整備されているかを監督しているか。
- 重大な倫理違反やレピュテーション危機が発生した際、監査委員会が迅速かつ明確な判断で対応できる仕組みが整備されているか。

監査委員会のガバナンス

基本方針

取締役会が承認した監査委員会基本方針には、最低限、次の事項が明確に定義されていますか。

- 委員会メンバーに求められる経歴・経験要件が明示されているか。
- 委員会の権限および具体的な責務(役割拡大がある場合はその内容を含む)が明記されているか。
- 委員会が監督する領域として、① サイバーセキュリティおよびデータガバナンス報告(インシデント開示統制を含む)、② AIガバナンス・フレームワーク(AIシステムのリスク管理および関連する開示)が明確に規定されているか。
- 経営陣、内部監査、外部監査、その他ステークホルダーとの関係性と会議の運営方法が定義されているか。
- 会議の開催頻度が定められているか。
- 基本方針を少なくとも年1回(必要に応じて随時)更新することが求められているか。
- 財務情報およびその他の重要情報の品質に影響を与える主要論点に焦点を当てることが明記されているか。

オンボーディング（就任プログラム）および メンバー教育

- メンバー全員が、独立性要件(取締役報酬以外の追加報酬なし、近親者の上級管理職就任なし、自社・子会社・外部監査人との利害関係なし等)を満たしているか。
- 委員会メンバーのうち少なくとも1名は、業界特有の論点を含む財務報告に関する専門性を有しているか。

監査委員会は、メンバーの選任・継続に際し、次を確認していますか。

- 業界背景、会計知識、および経験が十分なメンバーを採用しているか。
- 委員会の責任を果たす際に新しい視点を促進し、独立性や客観性が損なわれる可能性のある認識を避けるために、委員長を含む委員会メンバーを定期的に交代させているか。
- 新しいメンバーが委員会の基本方針に基づく責任、議題、焦点、ならびに会社のビジネスや最も重要な会計および報告上の課題について、適切なオンボーディング(就任プログラム)とオリエンテーションを受けられるようにしているか。
- 定期的に教育的なトピックを会議の議題に含め、特定のビジネス分野や関連するリスクの詳細な分析、または重要な会計分野の復習などの理解を深める機会を提供しているか。
- 会社のコーポレートガバナンスガイドラインおよび適用される上場基準に準拠して取締役会の教育要件に対応し、委員会メンバーが会社のビジネスや規制、業界動向および財務報告に関する最新情報を常に把握できる体制を整備しているか。
- 委員会メンバーは、財務報告プロセスの監督、非財務情報開示の拡大など委員会の責務に必要なビジネス経験・リーダーシップ経験を有し、構成が十分な多様性を備えているか。

- 全メンバーが財務リテラシー(財務諸表を読み理解できる能力)を備えているか。
- 委員会が財務報告以外の事項を監督するために必要な専門性(テクノロジー、AI、サイバーセキュリティ、規制関連など)にアクセスできているか。
- 委員会は、幅広い経歴・経験・視点を持つメンバーで構成され、健全な議論、既成概念へのチャレンジ、多面的な洞察が得られる体制になっているか。

会議の議題および運営

監査委員会は、会議の計画・運営にあたり次の点を実施していますか。

- 年間の会議日程をあらかじめ策定し、委員会の責務を、年間を通じ体系的にカバーしているか。
- 基本方針または状況に応じて、四半期ごと(またはそれ以上)の会議開催が確保されているか。
- 議題は委員長が主導し、経営陣・外部監査・内部監査と協議のうえ策定しているか。
- 議題は、コンプライアンス関連と戦略的論点のバランスを適切に保っているか。
- 会議を「報告の場」ではなく議論主体の場とするため、重要論点を整理したエグゼクティブサマリーを準備しているか。
- 適切な事業情報・財務情報を含む簡潔で焦点を絞った事前資料を配布し、十分なレビュー時間を確保しているか。
- 経営陣に対して効果的な問いかけを行い、建設的な議論を促しているか。
- 詳細な議事録を作成・レビューしているか。
- 外部監査人および内部監査と、個別の定期会合を実施しているか。

- 委員会メンバーのみが参加するエグゼクティブセッションを設け、CAE、CFO その他財務幹部の評価等を率直に議論できる場を確保しているか。
- 懸念事項、深掘りが必要な領域、次回以降の議題について次のステップを明確化しているか。
- 出席者全員が率直に意見を述べられる、オープンで忌憚のない議論を促しているか。
- 委員会の責任範囲に関連する領域について、経営陣から次の最新情報を定期的に受領しているか。①サイバーセキュリティ態勢およびインシデント(社内／サードパーティ)②AIガバナンスの状況および例外事項 ③ICSR(サステナビリティ報告の内部統制)の準備状況(該当する場合)④SECコメントレーターへの対応状況(財務／AI／XBRL)

委任状の開示

- 該当する場合、委任状に「監査委員会財務専門家」の氏名を明確に開示しているか。
- 監査委員会がどのように役割を遂行しているかについて、外部向けに正確かつ透明性のある開示を行っているか。

経営幹部とのコミュニケーション

監査委員会は、経営幹部とのコミュニケーションにおいて次の点を実施していますか。

- 利益の質や財務報告の信頼性に影響する重要事項(例：重要な会計方針の変更)が発生した場合、監査委員会を速やかに関与させることを含め、経営陣に対する期待事項を明確に伝えているか。
- 経営陣が、重大な欠陥および重要な弱点を監査委員会へ報告する際の手順・プロトコル(是正のタイムラインを含む)を明確に定義しているか。

委員会は、経営幹部からの以下のコミュニケーションに満足していますか。

- 財務報告および開示に関する統制・手続が適切に整備されているとの確認を受けているか。
- 財務報告に係る内部統制の設計・運用における重大な欠陥／重要な弱点が適時に報告されているか。
- 経営陣または財務報告に係る内部統制の重要な役割を担う従業員による不正の証拠が、適時に通知されているか。
- 重大なコンプライアンス問題について、適時の通知と、未解決事項の状況や是正状況に関する十分な説明を受けているか。
- 経営陣と外部監査人の間に生じた意見相違が、監査委員会に速やかに報告されているか。

取締役会への報告

- 各会議後、委員会の議長が、活動内容・主要論点・取締役会としての対応が必要な事項について報告しているか。
- 取締役会または株主への報告に先立ち、委員会基本方針に定められたすべての事項が委員会活動により十分にカバーされているかを確認できるプロセスが整備されているか。
- 重要事項への監督に漏れが生じないよう、必要に応じて委員会構成(役割・分担)の調整・見直しを提案しているか。他の取締役会委員会と連携し、監督範囲を十分にカバーできるよう活動を調整しているか。
- コスト削減、AI導入、勤務形態の変更(リモート／出社)、ERP・財務システム導入などの企業施策について、財務報告および内部統制の観点から牽制者(アドボケート)として、経営陣の財務報告責任が損なわれないよう監督しているか。

パフォーマンス評価

監査委員会は、自らのパフォーマンスを評価するにあたり、以下を実施していますか。

- 少なくとも年 1 回、委員個々の貢献・パフォーマンスを含む実効性の高い自己評価を実施し、その結果をエグゼクティブセッションで協議したうえで、改善計画を策定・実行しているか。
 - 取締役会、CEO、CFO、外部監査人、内部監査人からの非公式なフィードバックを受け取り、委員会の価値向上に活かしているか。
 - 委員が基本方針に定められた責務を効果的に果たすために十分な時間を確保できているか。
- 複数の監査委員会を兼務している委員について、自社監査委員会の議題に必要な注意と時間を割けるかを適切に検討しているか。
 - 会議の構造と開催頻度が効果的かを定期的に評価しているか。
 - 会議の合間に問題や懸念が生じた場合でも、委員間または委員長へ遠慮なく連絡・相談できる関係性(心理的安全性)が確保されているか。

プロティビティについて

プロティビティは、企業のリーダーが自信をもって未来に立ち向かうために、高い専門性と客観性のある洞察力や、お客様ごとに的確なアプローチを提供し、ゆるぎない最善の連携を約束するグローバルコンサルティングファームです。25ヶ国、90を超える拠点で、プロティビティとそのメンバーファームはクライアントに、ガバナンス、リスク、内部監査、経理財務、テクノロジー、デジタル、オペレーション、人材・組織、データ分析におけるコンサルティングサービスを提供しています。プロティビティは、米国フォーチュン誌の働きがいのある会社ベスト100に10年連続で選出され、Fortune 100の80%以上、Fortune 500の約80%の企業にサービスを提供しています。また、成長著しい中小企業や、上場を目指している企業、政府機関等も支援しています。プロティビティはRobert Half (RHI)の100%子会社です。